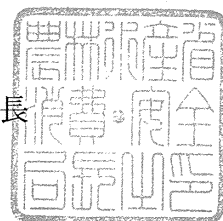


25 消安第 175 号
環水大土発第 1304261 号
平成 25 年 4 月 26 日

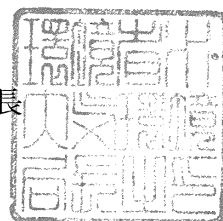
愛知県知事 殿



農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1714 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

ついては、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同

様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病虫害・雑草管理（以下「病虫害防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病虫害防除等が、別紙の 1 を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病虫害防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- (1) 植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の 1 に掲げる事項を業務内容として規定する。
- (2) 入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。
- (3) 地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病虫害防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。

なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。

- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管するこ

と。

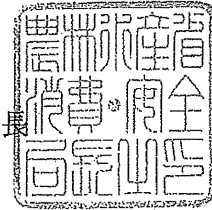
- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。



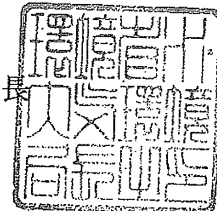
25消安第175号
環水大土発第1304261号
平成25年4月26日

関係府省庁 宛

農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農薬使用について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知したので御了知ありたい。

ついては、貴府省庁及び貴府省庁の地方支分部局及び施設等機関の敷地内及び貴職の管理する土地等のうち、住宅地等に近接する場所において農薬を使用される場合には、必要な措置を講じていただくようお願いする。

また、貴府省庁所管の独立行政法人等の関係機関においても同様の措置が講じられるよう指導いただくとともに、貴府省庁の所管する分野においても、本通知を踏まえて農薬が適切に使用されるよう、各都道府県の関係部局及び関係団体に対し、関係者への周知の徹底を指導いただきたい。

農薬飛散による健康被害を防ぎましょう

住宅地等における 農薬使用について

農薬は、植物の病気や害虫の防除、除草などにおいて有効な資材ですが、飛散すると人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に、化学物質過敏症の方、化学物質に対する感受性の高い子どもや妊婦の方に**健康被害が生じないよう配慮**することが大切です。

近年、学校、保育所、病院、公園、住宅地内及びその周辺で使用された農薬の飛散を原因とする、住民、子ども等の健康被害の訴えの事例が聞かれるようになっていきます。

これらの場所やその周辺での、病虫害や雑草の防除は、まずは**農薬を使用しない方法**を考えましょう。

病虫害の発生状況を踏まえ、やむを得ず農薬を使用する場合は、周辺住民へ**事前に周知**するなど健康被害防止に努め、**周辺に飛散させない**ように最大限の配慮をしましょう。

特に注意を要する場所

学校、保育所、病院、公園、住宅地の敷地内とその周辺等の樹木、芝生、農地（家庭菜園を含む）



学校



病院



樹木



芝生



保育所



農地（家庭菜園）



公園



住宅地

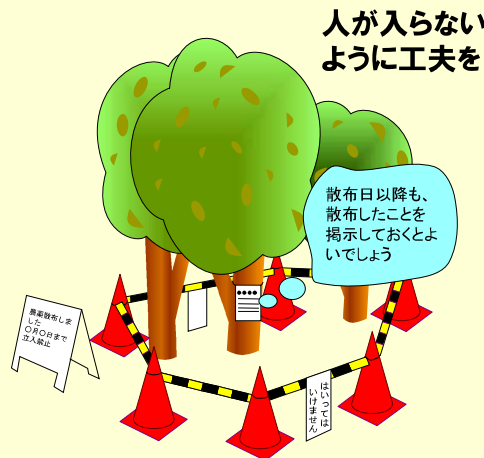
2 公園等で農薬を使用する場合は、農薬ラベルの安全使用上の注意事項を確認し、散布中や散布後に散布区域内に関係者以外の人が入らないよう、立て看板などを設置するなど、危被害防止対策をとりましょう。

3 可能な限り、病虫害が発生した部分だけの散布にしましょう。また、可能な限り、人への健康影響が小さいと考えられる農薬を選択しましょう。

4 公園等では病虫害の発生状況をよく確認し、必要のない農薬の混合使用はやめましょう。とくに、有機リン系農薬同士の混合使用は決して行わないようにしましょう。

5 早朝など無風または風が弱いときに散布を行い、散布時は常に風向きやノズルの向き等に注意しましょう。

6 農薬使用後は、使用履歴（年月日、場所、対象植物、使用農薬名、使用量、希釈倍数）を記帳し、一定期間保管しましょう。



農薬散布により、次のような健康影響が出るおそれがあります。

- めまい、吐き気、頭痛、全身の疲労感など

参考：「農薬中毒の症状と治療法 第20版」 クロップライフジャパン（旧 JGPA農薬工業会）発行
公益社団法人 緑の安全推進協会のホームページから閲覧できます
<http://www.midori-kyokai.com/yorozu/tyudoku.html>

散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、最寄りの医療機関にご相談ください。
健康相談は、最寄りの県保健所でも行っています。

公園、街路樹等の樹木類に対する病虫害防除の参考資料

- 「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日 農林水産省・環境省通知）
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/pdf/20130426_jutakuch.pdf
→ 防除を業者委託する場合は、上記通知で示された遵守事項を反映させましょう。
- 「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（環境省 水・大気環境局土壌環境課 農業環境管理室）
https://www.env.go.jp/water/dojo/nouyaku/hisan_risk/manual11_kanri.html
- 「樹木等の病虫害防除に関する手引」（公益社団法人 緑の安全推進協会）
<http://www.midori-kyokai.com/pdf/jyumoku-tebikiB.pdf>

★ 農薬の適正使用に関する問い合わせ先

最寄りの農林水産事務所農業改良普及課

尾張農林水産事務所農業改良普及課	052-961-8093	豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課	0565-32-7509
同課	稲沢駐在室 0587-21-2511	新城設楽農林水産事務所農業改良普及課	0536-23-2172
海部農林水産事務所農業改良普及課	0567-55-7611	同課	設楽駐在室 0536-62-0546
知多農林水産事務所農業改良普及課	0569-21-8111(代)	東三河農林水産事務所農業改良普及課	0532-35-6552
西三河農林水産事務所農業改良普及課	0566-76-2400	同	田原農業改良普及課 0531-22-0381
同課	岡崎駐在室 0564-53-1552		
同課	西尾駐在室 0563-57-4154		

農業水産局農政部農業経営課 環境・植防・肥料農薬取締グループ 電話 052-954-6411（ダイヤルイン）

住宅地等に近接する 樹木、芝生、農地（家庭菜園を含む）及び公園等における病虫害防除

病虫害の発生や被害を確認せず、農薬を
まず、農薬を使用しない方法を考えましょう

病虫害対策の基本

1 発生予防

- ・枝葉が混み合っていると、通風や日当たりが悪くなり病虫害が発生しやすくなるので、間引きや剪定を行いましょう。
- ・落ち葉や枯れ枝は病虫害の越冬場所や伝染源となるので、これらを取り除きましょう。

2 早期発見

病虫害の被害は、毎年同じ時期に同じ場所で発生することが多いので、よく観察して早期発見に努めましょう。

3 早期防除

病虫害を発見した場合、できるだけ早く害虫を捕まえて処分したり、加害部の切り取り処分などを行いましょう。

樹木の病虫害防除

○ 捕殺・枝葉の切り取り

卵、幼虫などを見つけたら、すぐにつぶすか捕まえて処分しましょう。
また、害虫がついた枝や葉を切り取り、処分しましょう。
（チャドクガは幼虫、成虫、抜け殻のいずれも強力な毒針毛を持っていますので、素手でふれてはいけません。）

○ たいまつによる焼却

金属棒を利用してたいまつを作り、これを利用して毛虫を焼きましょう。ただし、火災には十分に注意しましょう。

○ ブラシ・竹べらなどによるはぎ取り

カイガラムシ類は動かないので、ブラシや竹べらを利用してはぎ取りましょう。

○ こも巻き

マツカレハにはこも巻きを行い、越冬幼虫を集めて処分しましょう。

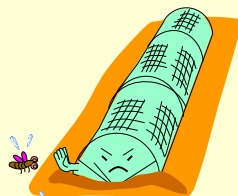


たいまつで焼却

農作物の病虫害防除

○ 病虫害に強い品種を選びましょう。

○ 防虫ネットやマルチの使用など物理的な防除方法を利用しましょう。



防虫ネットを利用

雑草防除

- こまめな手取りや刈り払い機による刈取りを行いましょう。



こまめに草取り

定期的に散布することはやめましょう
農薬を使用する場合に配慮すること

誘引トラップの設置、塗布、樹幹注入など、まず散布以外の方法を検討しましょう。



誘引トラップの設置



薬剤の樹幹注入

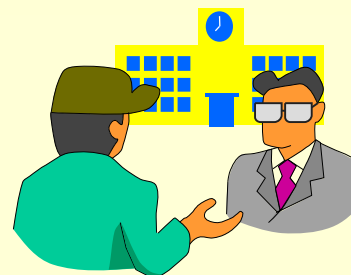


薬剤の塗布

必ず、登録のある農薬を使いましょう。
ラベルに「農林水産省登録第〇〇〇号」と表示されています。
農薬の使用に当たっては、ラベルの記載内容を守りましょう。

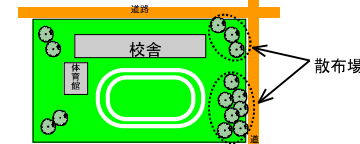
やむを得ず農薬散布する場合は、最小限の区域とし、次のことを守りましょう。

- 1 散布者（あるいは散布を依頼した者）は、事前に周辺住民に、散布目的、日時、農薬の種類、散布者名（連絡先）などを周知しましょう。特に、近くに学校や通学路がある場合は、学校や保護者へも周知しましょう。また、化学物質過敏症の方に配慮した周知をしましょう。



関係者への通知例（学校の場合）

殺虫剤散布のお知らせ	
日時	〇〇月〇〇日 午前〇〇時～午前〇〇時（予定）
場所	校庭の東側（サクラの木 10本）
害虫の状況	毛虫（アメリカシロヒトリ）が大量発生
散布殺虫剤	〇〇乳剤（ピレスロイド系） 4000倍希釈液 約100リットル
次の気象条件の場合、散布を延期あるいは中止します	
◆雨が降っている ◆風の予報が高確率である	
◆強い風が吹いている ◆近隣に影響を及ぼす風向きである	
散布を実施した場合は	
◆週末の校庭開放は中止します	
◆〇〇日まで散布した木の下で遊ばないでください	
◆校庭で遊んだあとは、せっけんを手をよく洗い、うがいをお願いします	
◆めまい、吐き気、頭痛などの症状がでる可能性があります。散布場所に近づいて気分が悪くなった場合は、離れて新鮮な空気を吸いましょう	
安全管理責任者	〇〇小学校 校長 〇〇〇〇
作業責任者	〇〇造園（株） 電話XXX-XXXX



校舎

体育館

遊歩道

散布場所